STOP! 東海第２原発の再稼働 いばらき大集会

日時　2022年８月27日(土) 13：30～15：30
場所　駿優教育会館（水戸市）
内容　福島からの訴え・賛同人からの訴え
　　　連帯あいさつ・集会決議
　　　デモ行進（15：50～16：40）

自治労茨城

水戸市桜川 2-3-30　自治労茨城県本部
E メールアドレス kenhonbu@j-ibaraki.jp
編集発行人 ＝ 千　歳　益　彦
毎　月　５　の　日　発　行
定　　価 ＝ １部５円(組合費に含む)
印　刷　所 ＝ コトブキ印刷株式会社

定年年齢が65歳に
2023年度から制度開始

２０２１年６月４日の参議院本会議において、公務員の定年の引上げを措置する「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が成立しました。

地方公務員の定年は国家公務員の定年を基準として各自治体において条例で定めるものとされていることから、９月議会または12月議会での条例改正が見込まれます。

スケジュール

定年年齢は２０２３年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、２０３１年度から65歳となります。

59歳時に情報提供・意思確認

制度開始にあたり、２０２２年度から年度到達年齢59歳の職員に対し、任命権者による情報提供・意思確認が行われます。60歳以降の賃金や働き方についての十分な情報提供をもとに職員が自主的に選択しなければならず、当局主導による運用とならないよう注意が必要です。

給与7割水準へ

60歳以降、常勤職員として働くことを選択した場合、職員の給料表格付けは4月1日以降も基本的には変更はありませんが、60歳時点の7割となります。この7割という水準は、人事院の２０１８年「意見の申出」による民間企業の60歳超の給与水準の実態に合わせたもので、「当分の間」とされています。

役職定年制の導入

組織の新陳代謝確保と活力維持を目的に、管理監督職の上限年齢を60歳とする「役職定年制」が導入されます。原則として60歳でその管理監督職から外れ、非管理監督職へ降任または転任することになります。

時間外手当の支給を免れるために管理職扱いとし管理職手当が支給されている場合があります。これを機に本来の管理的地位にある職員に限定するよう是正を求める必要があります。

定年前再任用短時間勤務職員を新設

60歳以降の多様な働き方のニーズに対応するため、「定年前再任用短時間勤務職員」が新設されます。今回の条例改正を機に現行再任用職員とともに賃金格付け、運用を見直す必要があります。

また、「高齢者部分休業制度」という高齢層職員の短時間勤務制度があります。高齢層職員の多様な働き方に対応するため、この制度の条例化や活用を図っていく必要もあります。

退職手当

60歳に達した職員が定年前に退職を選択しても不利にならないよう、当分の間は退職事由を「自己都合」ではなく「定年」として扱われるため支給率へ影響は及びません。また、7割水準となっていても「ピーク時特例」適用により退職手当を算定する際の「基本額」へのマイナス効果もありません。

制度開始にむけて

定年引き上げ制度は、高齢層職員だけではなく職場全体の働き方に大きく影響します。

組合は職員のモチベーションの維持・向上のために、計画的な新規採用者確保や55歳以降昇給停止の廃止、再任用職員賃金の見直しなど、より良い制度の運用となるよう条例改正にむけて当局と協議を重ね、誰もが働きやすい、働き続けられる職場づくりを求めていかなければなりません。

定年引き上げ制度概要

1　定年年齢の段階的引き上げ

定年年齢を2023年度から２年に１歳ずつ段階的に引き上げられ、2032年度に65歳に制度完成。

制度開始後、実際に61歳で定年退職する職員が出るのは2024年度。制度完成までの間は定年退職者が出ない年度が１年おきに発生。

2　情報提供・意思確認

2022年度から、年度到達年齢59歳職員に対し、60歳以降の働き方について任命権者が情報提供・意思確認を行う。

【情報提供・意思確認の内容】
○ 60歳以降の任用（役職定年の実施、定年前再任用短時間勤務職員での採用)、給与、退職手当等
○ 決定していれば、具体的な職務や勤務地等

3 「役職定年制」の導入

管理監督職の上限年齢を60歳とする「役職定年制」導入。

組織の新陳代謝確保と活力維持を目的に、原則として60歳で管理監督職から外れ非管理職へ降任または転任。

4　60歳を超える職員の給与

給料表格付け（級・号給）は、基本的に変更なし。給料月額は、60歳時点の７割水準へ。

例　60歳到達年度３月末時点：**5 級 90 号　392,300円**　⇨　４月１日以降：**5 級 90 号　392,300円 × 70%** ＝ 274,610円　50円未満は切り捨て → **274,600円**

「役職定年者の給与」

降任後の級号給×70%＋調整額（降級前の級号給×70%－降級後の級号給×70%）

管理監督職時の７割が実質支給（当該職員が属する級の最高号給を超えることはできません）

5　定年前再任用短時間勤務職員の新設

60歳以降の多様な働き方のニーズに対応するため、「定年前再任用短時間勤務職員」を新設。任期は、定年退職に当たる日まで。給与は現行再任用と同じ取り扱いであり、ともに定数外。

現行再任用制度は「暫定再任用制度」として措置され、１年ごとに更新し65歳まで働くことも選択可。

「高齢者部分休業制度」：高齢層の職員の多様な働き方に対応するための短時間勤務として「高齢者部分休業制度」という制度あり。一般的に55歳以上職員を対象に１週間あたり通常の勤務時間の２分の１を越えない範囲内で休業可。定数内。

6　退職手当

定年引き上げにより俸給月額７割水準になっていてもピーク時特例（最も高かった給料月額）が適用され、退職手当を算定する際の「基本額」へのマイナスの影響なし。中途採用者は、定年引き上げにより勤続年数が増えることで支給率へプラス効果。

職員が不利にならないよう当分の間は60歳に達した日以後の退職事由を「自己都合」ではなく「定年」の扱い。退職手当支給率に影響は及ばず。

段階的定年引き上げ早見表

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
定年年齢	定年60歳	定年61歳		定年62歳		定年63歳		定年64歳		定年65歳	
退職者	2023.3.31 退職	退職者なし	2025.3.31 退職	退職者なし	2027.3.31 退職	退職者なし	2029.3.31 退職	退職者なし	2031.3.31 退職	退職者なし	2033.3.31 退職
1962年度生	60歳退職										
1963年度生	59歳	60歳	61歳退職								
1964年度生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳退職						
1965年度生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳退職				
1966年度生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳退職		
1967年度生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳退職

「定年引き上げ」協議確認事項

① 高齢職員の働き続けられる職場づくり
② 計画的な定員管理と職員採用
③ 役職定年制による管理監督職範囲の見直し
④ 再任用職員の賃金格付けの改善
⑤ 55歳以上職員の昇給停止（抑制）見直し
⑥ 対象職員の希望通りの雇用確保

視覚障害その他の理由で活字のままでこの本を利用できない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社まで御連絡ください。

1969年3月10日第3種郵便物認可 郵便 310-0801 自 治 労 茨 城 第1882号 2022年8月5日 (2)

自治労共済生協の組合員だから利用できる「じちろう共済」

使わないのは「もったいない！」

こくみん共済〈全労済〉 全国労働者共済生活協同組合連合会
自治労共済 推進本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合

共済学習会・説明会、個別ご相談に伺います。
組合へご相談ください。

生命・医療保障

団体生命共済

団体定期生命共済

F型＋医療25コース の場合

手ごろな掛金で充実した保障がひとまとめ！

■不慮の事故（けが）は、通院保障も充実
- ○入院前後の通院を保障
- ○5日以上の通院は、入院がなくても保障
- ○固定具（ギプスなど）の装着期間も、条件を満たせば通院とみなします

1日につき 2,500円

■けが・病気の手術を、入院の有無を問わず保障
- ○154種類に分類される手術が対象
- ○入院日額の40倍 or 20倍 or 10倍をお支払い

1回につき 20万円・10万円・5万円

■もちろん入院は日帰りから
- ○けがも病気も日帰り入院から保障

1日につき 5,000円

■万一のときの保障も
- ○死亡・重度障がいのときにも大きな安心

600万円（けがの死亡は1,200万円）

■他にもさまざまな保障をセット

臓器提供のための手術	10万円	診断書料補助	5,000円
けがで身体障がい状態	600万円〜24万円	傷病障がい/肝硬変または慢性膵炎と診断	50万円
がん診断	100万円(上皮内がん診断は10万円)	先進医療	1,000万円

組合員本人掛金額（F型+医療25コース）

年齢	～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳
男性	3,010 円	3,160 円	3,570 円	4,040 円	4,740 円	5,770 円
女性	3,370 円	3,780 円	3,980 円	4,120 円	4,360 円	4,840 円

★新規加入・保障の増額に当たっては、健康状態など所定の条件を満たす必要があります。

退職後のための積み立て

長期共済

在職中：新団体年金共済
退職後：新団体年金共済 個人年金共済 個人長期生命共済 終身生命共済

月払：1口 3,000円（～最大50口）

毎月3,000円からはじめる、未来の自分へのプレゼント

退職後の年金給付のために積み立てをする制度です。
（他にも、終身医療給付、遺族（死亡）終身給付の用意もあります）
退職後の安心のために、今から積み立てをはじめましょう。

ここが安心
退職後の保障が必要ないときは、これまでの積立金を「解約返戻金」として受け取ることもできるので、気軽に始めることができます！

●月払：1口3,000円あたり （単位:円）

積立年数	掛金累計	積立金（解約返戻金）	返戻率
5年	180,000	180,700	100.4%
10年	360,000	372,000	103.3%
20年	720,000	789,100	109.6%
30年	1,080,000	1,256,700	116.4%
40年	1,440,000	1,781,000	123.7%

積み立ては「早め」が効果的！
積立期間を長くするだけで、積立金にこれだけの差がでます。

退職まで長い時間のあるあなたに「細く長く」をオススメ

細く長く　毎月3,000円×40年 積み立てた場合

プラスα　掛金累計額 144万円　積立金額 178.1万円　返戻率123.7%（積立金÷掛金累計額）
毎月3,000円×40年
34.1万円のプラスα

支払った掛金は同じ144万円でも受け取れる積立金は…

20万円以上の差!!!

太く短く　毎月6,000円×20年 積み立てた場合

プラスα　掛金累計額 144万円　積立金額 157.8万円　返戻率109.6%（積立金÷掛金累計額）
毎月6,000円×20年
13.8万円のプラスα

個人賠償責任共済

個人賠償責任共済

月額200円

他人の物を壊したり他人を負傷させてしまったときの損害賠償を保障

団体生命共済の掛金に**月額200円**のプラスで

1契約で組合員の家族もカバー

法律上の損害賠償責任を負ったときに保障

全国で進んでいる**自転車保険（共済）の加入義務化・努力義務化**にも

個人賠償責任共済で対応！

最高保障額３億円

子どもが自転車で他人にけがをさせた

洗濯機が壊れて階下を水浸しにした

★住まいる共済に付帯できる個人賠償責任共済と同一の共済です。

退職後も安心

じちろう退職者団体生命共済

団体定期生命共済

団体生命共済加入者が健康状態にかかわらず移行加入できるじちろう退職者団体生命共済をご用意しています。退職後も最長85歳まで継続できます。

30歳までの組合員限定プラン！

団体生命共済 A型＋23コース　男性1,198円 女性1,414円 ＋ **長期共済** 3,000円 ＋ **個人賠償責任共済** 200円

主な保障	
死亡保障	100万円
入院日額	3,000円
通院日額	1,500円
手　術	12万円 or 6万円 or 3万円
がん診断（上皮内がん診断）	60万円（6万円）
先進医療	1,000万円

※31歳の契約更新時、通常メニューに切り替えとなります。
※2025年度の更新時にA型（死亡100万円）はC型（死亡300万円）に切り替えとなります。

つまり、30歳までならこれで十分！

月額 男性4,398円 女性4,614円

例えばこんなときも安心！

●サッカーで足を骨折
- ・通院5日（入院なし）
- ・ギプスを20日装着（通院5日を含む）

通院日額 2,500円 ×20日 ＝ お支払い額 50,000円

POINT 要件を満たせば、けがでの固定具装着期間も通院期間とみなす場合があります！

入院したら… 医療費以外にもこんな負担が！

食事代 1,380円/日（1日3食:460円×3）

＋

雑費 1,500円/日（テレビ、新聞、雑誌代などの概算）

＝ 食事代＋雑費だけでも 1日あたり 2,880円

他にも、差額ベッド代・家族の交通費などが発生する可能性もあります。

日額5,000円は備えたいですね！

一番の関心は「働き方」
安心できる定年制度へ

2022生活・労働実態調査結果⑧

春闘を取り組むにあたり県本部が実施した「２０２２生活・労働実態調査」は、31単組６３７９人から回答がありました（回収率52％）。春闘は年間の取り組みの出発点です。単組では集計結果から組合員の生活や職場の現状をつかみ、組合の要求書づくりにむけ討論する取り組みが不可欠です。賃金・労働条件をはじめさまざまな改善にむけ職場の仲間と話し合ってみましょう。

定年年齢が段階的に引き上げられ65歳となります。来年度からの制度開始を前に、組合では条例改正にむけ労使協議が行われているところです。

Q　定年年齢の引き上げに関して、関心のあることは何ですか。（３つまで選択可）では、「高齢層職員の仕事のあり方」との回答が多くありました。

Q　誰もが働き続けられるようにするためには、どのような見直し・改善が必要だと思いますか。（複数選択可）では、「長時間労働の縮減」、次いで「一部の体力的に厳しい職務についての業務内容の変更・工夫」が上がっています。

これらの回答から、多くの方が体力面など仕事のあり方に関心があることがわかります。定年が延長されても安心して働き続けられるよう労働条件・職場環境を見直す必要があります。

Q　定年年齢の引き上げに関して、関心のあることは何ですか。（３つまで選択可）

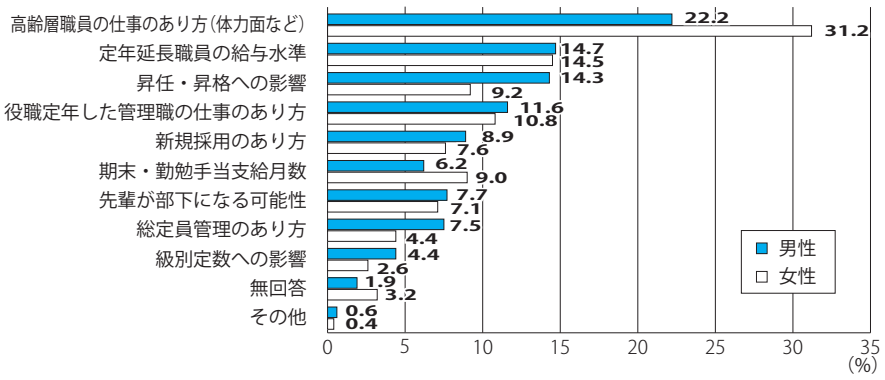

Q　誰もが働き続けられるようにするためには、どのような見直し・改善が必要だと思いますか。（複数選択可）

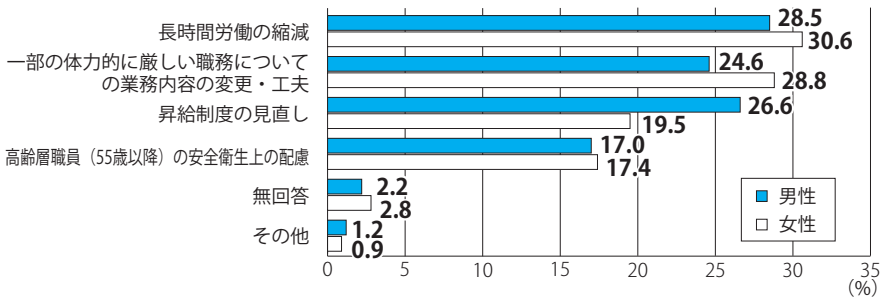

高齢でも安心して働ける職場に
現業評議会が学習会

吉村本部現業局長の講演を聞く参加者

７月23日、県本部現業評議会は、職場の労働安全衛生対策や定年引き上げ制度の開始にあたり現業職場における高齢層の働き方などへの理解を深めるため、自治労会館で学習会を開きました。現業評議会が設置されている単組を中心に９単組から21人が参加しました。

杉本議長、花島県本部副委員長からのあいさつのあと、県本部現業評議会から基調を提起。清掃職場や給食職場をはじめとする現業職場で、職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し除去・低減する手法（リスクアセスメント）などの対策や人員確保など、地域住民への「質の高い公共サービス」の提供や「働きやすい職場環境」の構築のために労働安全衛生活動の必要性を提起しました。

その後、自治労本部現業局長の吉村秀則さんを講師に迎え、「労働安全衛生（高齢者・現業職）―定年延長の課題を含め各職場の対応」と題した講演を行いました。

吉村局長は、全国における公務災害の発生件数などの実態に触れながら安全衛生委員会などの活動を解説し、快適な職場づくりとは労働者が安全で健康に働き続けられる職場環境と労働条件の実現だとしました。

また、定年引き上げ制度の開始にあたっては、現業職員には加齢による身体的能力の低下などそれまでと同様の業務に支障をきたす恐れがあるなど特有の課題が山積しているとし、現場から声を集め、労働組合が積極的に関与し、職場に応じた制度運用とともに人員確保が最重要課題だと参加者へ訴えました。

第38回自治労水週間　まもろう地球のみらいと水のみらい

県本部公営企業評議会では、水環境の保全、健全な水循環を進め、水は公共のものであることや公営での運営の意義を子どもから大人まで広く住民に訴える取り組みとして毎年「塗り絵コンクール」を実施しています。コンクールへの参加は、自治労ホームページ「第38回水週間」バナーまたは県本部（電話029-224-0206）までお問い合わせください。

無料法律相談

労働・生活に関わる悩みごとなどお気軽にご相談ください。随時対応しています。

相談先　自治労茨城県本部　顧問弁護士　丹下昌子
連絡先　電話 029-224-5150　FAX 029-226-2191
水戸市南町３丁目４番57号　水戸セントラルビル３階
丹下・小沼法律事務所

相談方法
丹下・小沼法律事務所に直接電話し、相談日の予約を行ってください。相談は個別事案ごとに初回の法律相談を無料とし、２回目以降は所定報酬および経費を依頼者（相談者）が支払うことになります。

ニュース・ワード

使い捨てプラ製品

ストローやスプーンなど使い捨てプラスチック製品の使用量の削減を、企業などに求める「プラスチック資源循環促進法」が４月１日から施行されています。これによって、木製や紙製への切り替え、有料化、配布取りやめが進められます。プラスチックごみの削減が目的です。

削減対象は、飲食店やコンビニなどが無料配布してきたストローやスプーン、ホテルや旅館の歯ブラシやクシ、クリーニング店のハンガーなど12品目。年５トン以上提供する事業者は、プラ以外の素材への転換、プラ製品を提供する場合の有料化などが義務化され、不十分な場合は国が勧告や命令を出し、従わない場合は罰金を科します。

FX投資詐欺

FXとは外国為替証拠金取引の略称で、日本円と米ドルなど２カ国の通貨の為替相場を予測して売買を行う金融商品。この商品への投資で高配当を得られるなどと誘い、資金をだまし取る詐欺が急増しているため、金融庁などが注意を呼び掛けています。国民生活センターなどに寄せられたFX投資のトラブルは昨年度２７００件以上で、40～60代が多数です。

FX取引自体が多額の損失を生じる恐れのある、非常にリスクが高い商品。金融庁は業者が金融商品取引法の登録を受けているかを事前に確認することや、客が要請していない訪問や電話での勧誘をする業者は相手にしないことなどを呼びかけています。